

平成26年度

# 情報公開制度・個人情報保護制度の仕組みと運用状況を紹介します

より開かれた市政運営のために

## 情報公開制度の仕組みと運用状況

☎相談・情報センター☎44-6600

市が収集・作成したさまざまな情報は、みなさんの共有財産です。そして、みなさんに市政に参加していただくためには、情報が広く公開されることが必要です。市では、こうした観点から、より開かれた市政運営の実現に向け、情報公開制度的な運用を図っています。

### ●利用できるのは…

市の情報公開制度は、全ての人(法人を含む)が利用できます。26年度の情報公開請求者の内訳は表1のとおりです。

### ●公開の対象となる情報は…

市の全ての組織で作成・受領した情報が、公開の対象です。26年度の部門別請求件数とその処理状況は表2のとおりです。

### ●公開できない情報は…

みなさんのプライバシーに関することや、企業秘密は公開しません。また、市が事業を行うための交渉の方針など、公開することで公正・適正な市政運営が妨げられる情報も公開しないこととしています。26年度の非公開件数とその理由は表3のとおりです。

### ●市政情報非公開の場合の救済制度は…

市政情報が開示されなかったことに不満がある場合は、市に不服申し立てをすることができます。市は情報公開審査会に諮問し、審査会では非公開の決定が適切であったかどうかを審査します。26年度は、25年度から継続していた2件の不服申し立てについて、合計4回の審査を行いました。

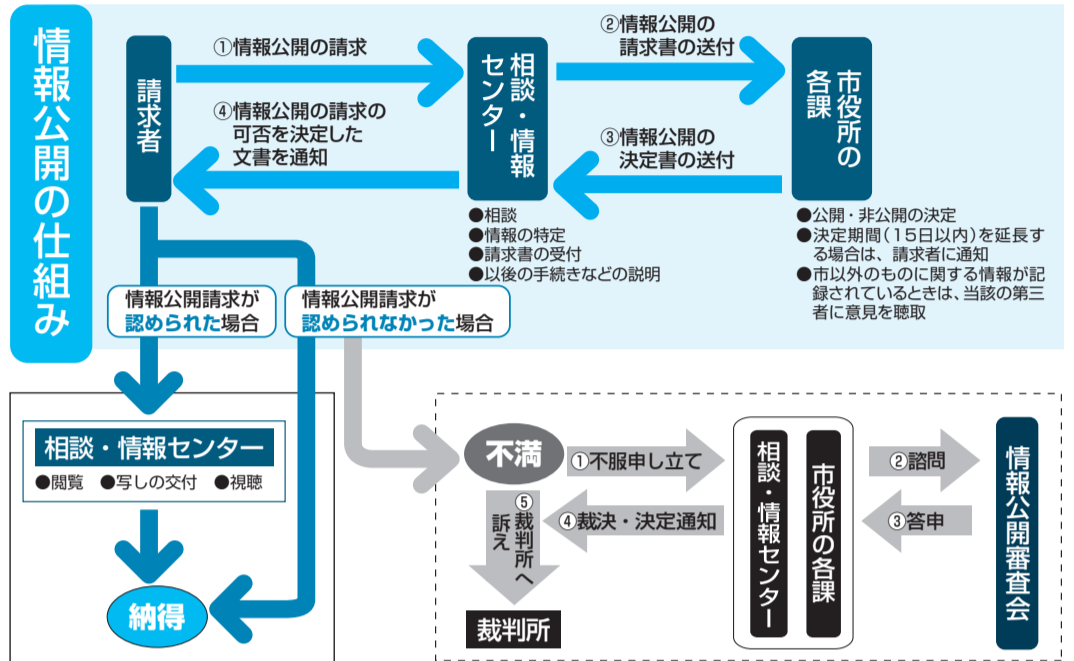


表1 請求者の内訳

件数	内訳			
	市民	市内法人・団体	市外在住者	市外法人・団体
58	17	15	11	15

表2 部門別の情報公開請求件数と処理状況

請求先	請求	処理状況					不服申し立て
		公開	一部公開	非公開	不存在	取り下げ	
市長	83	48	24	0	9	2	0
教育委員会	13	5	6	1	1	0	0
選挙管理委員会	1	0	1	0	0	0	0
監査委員	0	0	0	0	0	0	0
公平委員会	0	0	0	0	0	0	0
農業委員会	0	0	0	0	0	0	0
固定資産評価審査委員会	0	0	0	0	0	0	0
議会	0	0	0	0	0	0	0
合計(注1)	97	53	31	1	10	2	0

(注1) 請求先と処理件数が複数になる場合があるため、表1の請求件数とは一致しません。

表3 非公開理由の内訳

法令によって明らかに公開することができない情報	2
収入や職業、学歴など個人のプライバシーに関する情報	16
企業の経営戦略や技術、経営状況に関する情報	5
生命、身体や財産の保護、犯罪の防止のための情報で、公開すると安全安心に支障がでる情報	20
合計(注2)	43

(注2) 1件の決定について複数の非公開理由があるので、表2の一部公開件数と非公開件数の合計とは一致しません。

## 市民会議などの公開状況をお知らせします

☎相談・情報センター☎44-6600

市では、開かれた市政運営のために市民会議などの様子を広く公開しています。26年度の公開状況は右表のとおりです。

### ◆傍聴などの状況

傍聴があった会議数=19会議、傍聴人延べ人数=125人

区分	会議数・回数	構成比
対象となる市民会議・審議	46会議(注2)	
公開	34会議	68.0%
一部公開	5会議	10.0%
非公開	11会議	22.0%
会議の開催延べ回数(注1)	174回	
公開	141回	81.0%
一部公開	15回	8.6%
非公開	18回	10.4%

(注1) 回数は、延べ402回のうち、非公開で行われる介護認定審査会(延べ213回)および障がい程度区分判定等審査会(延べ15回)を除いた回数を母数としています。

(注2) 1つの会議において、議題により公開・非公開が分かれる場合がありますので、対象となる市民会議数と公開・一部公開・非公開件数との合計は一致しません。

## 総合オンブズマン

☎相談・情報センター☎44-6600

### 平成26年度活動状況をお知らせします

総合オンブズマンは、みなさんから寄せられた市政に関する苦情を、市と市民の間に立って公正かつ中立な立場で調査します。そのうえで、必要な場合は市に意見を述べ、サービスの内容を是正するように勧告したり、制度を改善するよう提言します。

### 1 月別苦情申立受付状況(26年4月~27年3月)

区分	受付件数	市内・市外在住者別		本人・代理人別		受付方法		
		市内在住者	市外在住者	本人	代理人	来訪	郵送・ファクス	電話
8月	1	1	—	1	—	1	—	—
合計	1	1	—	1	—	1	—	—

### 2 組織別内容別苦情申立受付状況

区分	受付件数	内容
健康福祉部	1	生活福祉課職員の対応について
合計	1	

### 3 苦情申立処理状況

区分	件数
1 苦情申立人に結果通知をしたもの	1
(1) 苦情申立ての趣旨に沿ったもの	—
(2) 行政の不備がないもの	1
(3) 所管外となったもの	—
(4) その他	—
ア 自己の利害に関する苦情を有しないもの	—
イ 正当な理由がないもの	—
ウ 苦情申立期間を経過しているもの	—
2 苦情調査を打ち切ったもの	—
3 苦情申立を取り下げたもの	—
4 次年度に調査を持ち越したもの	—

※処理日数43日。

## 7月の総合オンブズマン相談

☎中村一郎さん(弁護士)=2・9日、片桐朝美さん(杏林大学准教授)=16・23・30日、いずれも木曜日午後1時30分~4時30分  
☎相談・情報センター(市役所2階) ☎事前と同センター☎44-6600へ